

事務連絡
平成20年6月26日

各部局担当係長 殿
事務局担当係長 殿

財務企画課財務企画係長

学会参加費に係る食事代等の取扱いについて

このことについては、「会計事務処理に関する実状調査の結果等について（平成20年6月9日付け九大財企第82号）」の別添としてお送りしておりましたが、別紙のとおり整理し直しましたので、関係職員に遺漏のないよう周知願います。

なお、「学会参加費に食事代等が含まれている場合の取扱いについて（平成20年6月9日財務部財務企画課財務企画係）」は廃止します。

担当部署 財務企画課財務企画係
内線 99-2164,4496

学会参加費に係る食事代等の取扱いについて

平成20年6月26日
財務部財務企画課財務企画係

1. この取扱いの基本的な考え方

食事代やアルコール代は個人の飲食に係る経費であることから、国民の税金等を原資とした大学の経費では、原則として支出することはできません。

ただし、外部資金において、各外部資金の制度等で認められている場合は、その範囲で学会参加等に係る食事代等を支出することは可能です。

なお、外部資金で食事代等を支出する場合で、別途旅費が支給されるときは、旅費の食事代相当額は不要になるため、その分（日当の半額）を減額することになります。

2. 財源別の原則的な取扱い

（1）外部資金（科学研究費等補助金、受託・共同研究費、寄附金等）

各外部資金の制度等で認められている範囲で支出可となります。

例えば、科研費であれば、国際会議のプログラムの中に位置づけられている情報交換のための会議での食事代は支出可ですが、アルコール代は支出不可です。

また、寄附金においては、寄附者の使途又は寄附目的に沿ったものであれば、学会と一体の懇談会等に係る食事代（アルコール代を含む）は支出可となります。

（2）（1）以外の大学運営経費（運営費交付金、自己収入等）

食事代、アルコール代は支出不可です。

3. 食事代等の控除

（1）食事代、アルコール代が支出不可となっている場合で、学会参加費に食事代等が含まれている場合は、関係資料や主催者への問い合わせ等により当該食事代等の金額を確認の上、学会参加費から控除してください。

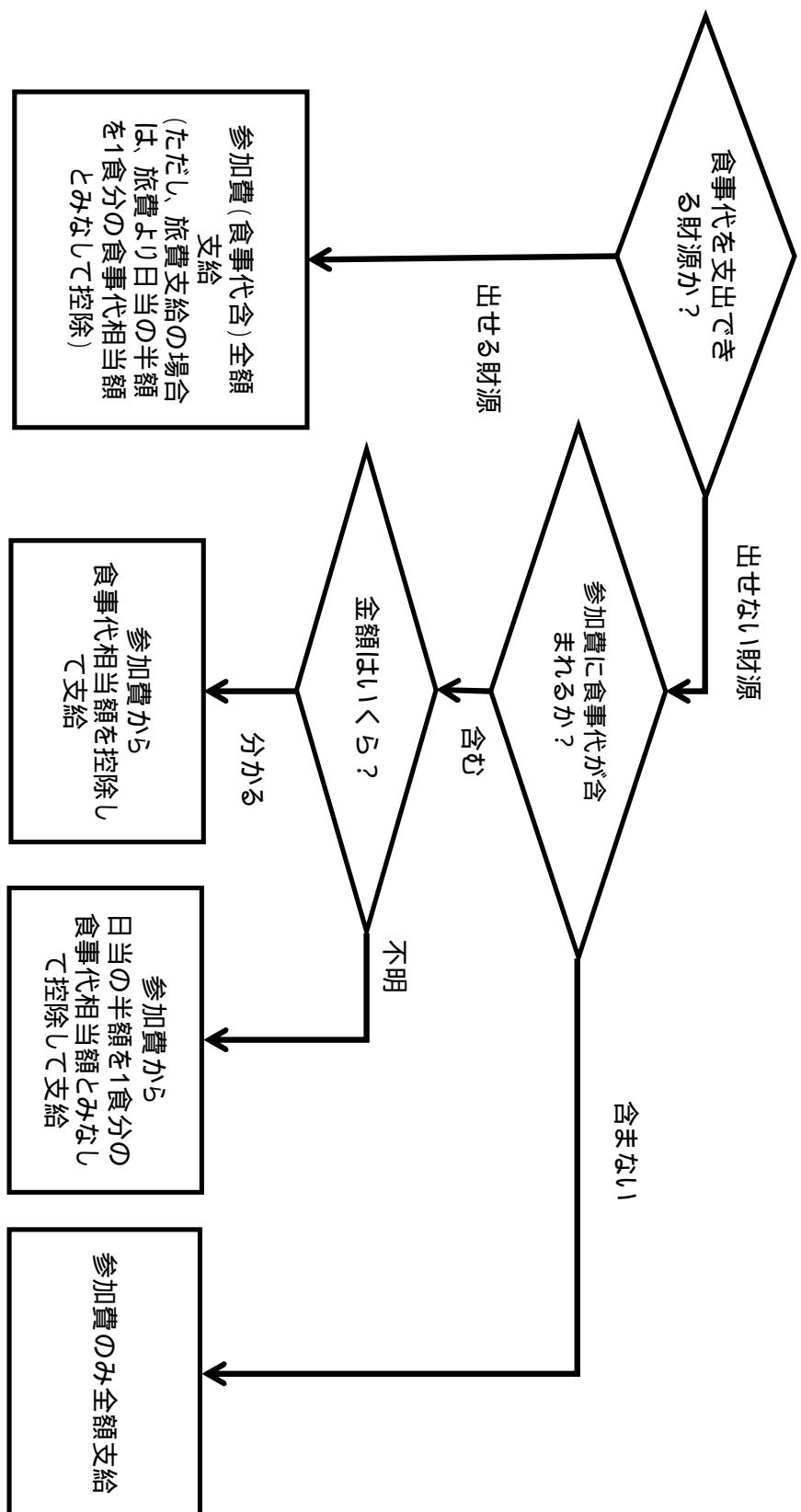
（2）（1）の場合で、食事代等相当額が確認できない場合は、本学旅費規程に定める日当の半額を、食事代等相当額とみなして控除してください。なお、日当の額は、国内出張旅費又は外国出張旅費の区分及び当該職員の支給区分に応じたものを適用してください。

（3）アルコール代のみ控除が必要な場合で、当該アルコール代相当額が関係資料や主催者への問い合わせ等により確認できない場合は、食事代全額（食事代等相当額又は日当の半額）を控除してください。

4. 旅費支給との調整

（1）食事代等を含む学会参加費を支出する場合で、その学会参加のために別途旅費が支給される場合は、食事代の二重支給を防止するため、当該旅費（又は学会参加費）から日当の半額を減額してください。

学会参加費に係る食事代等の取扱いフロー



アルコール代の控除が必要な場合で当該アルコール相当額が確認できない場合は、食事代の金額
が分かるか分からぬかにに関わらず、当該食事に係る食事代全額(食事代等相当額又は日当の半
額)を控除して下さい。なお、この場合は、旅費より日当の半額を控除する必要はありません。